

地方紙の基本的枠組と現在の課題

井川 充雄

1. はじめに

ローカル・メディアとしての「県紙」

今日、日本の新聞は、その販売・購読範囲から、全国紙、ブロック紙、県域紙、地域紙（コミュニティー・ペーパー）の4種類に分類される。ここでは、日本におけるローカル・メディアの特性を明らかにするという課題に応えるため、県域紙に注目したい。一般に、県域紙は「県紙」と呼ばれている。県によって事情は異なるが、これらの新聞は県内で強い影響力を持っているものが少なくない。そのため、「県の代表紙」という意味を込めて、「県紙」と称している。しかし、県内における競合紙がないために、県政財界との癒着や批判性の欠乏といった弊害も指摘されている。1987年に明らかになった『秋田魁新報』の事件（後述）などは、その一例にすぎない。

さて、こうした「県紙」の成立は、歴史的に形成されてきたものである。端的に言えば、第二次世界大戦下の一県一紙制のもとで、政策的に作り上げられてきたものである。したがって、日本における地方紙の基本的枠組を考えるに際しては、まず、この一県一紙制の成立と展開を見ることが必要であろう。そこで、次節で一県一紙制がどのように作られてきたかを検討する。

戦後、戦時下の統制は撤廃された。にもかかわらず、一県一紙制の枠組みは基本的に維

持されてきた。したがって、単純に県紙を政策的な産物と考え、一県一紙制を戦時統制の残滓と考えるのは適当ではない。たとえ強権的に作り出されたものだとしても、戦後、それを維持し、発展させようとする作用が働いたと考えるべきである。そこで、第3節では占領期に叢生し、その多くが結局は消滅した新興紙の盛衰をたどることを通して、そのような一県一紙制の枠組みや「県紙」の存在を維持したものが何であったのかを検討する。

こうした歴史的な事実の解明にもとづいて、第4節では、その後の一県一紙制の展開と今日における「県紙」の機能を見ることがしたい。なお、本稿の内容の一部は、すでに発表した拙稿（井川、1993 および井川、1995）に基づいていることをお断りする。

2. 一県一紙制の成立

用紙統制と言論統制

1931年の満州事変以降、政府は、新聞に対する統制を強化して、異端思想の排除と世論の教化・指導に努めた。

1940年2月15日付けの「新聞指導方策に就て」は、新聞指導策として、次の4つを列挙している。すなわち、懇談などを通じて「新聞の道義的協力を需むる方法」、新聞紙法など「法律的手続きによる方法」、「行政的措置、即ち検閲取締の強化による方法」、そして「新聞の営業部面を掣肘する方法」である。

直接的には、新聞紙法第27条による軍事

外交の機密の記事掲載禁止権や新聞紙等掲載制限令による内閣総理大臣の記事差止権によって各新聞社の自由な取材を制限するとともに、内務省による検閲によって情報をコントロールするというやり方がとられたのであるが、懇談や営業面への介入によって新聞の「自発」的協力ももとめるなどさまざまな方策がとられた。そして、それらを容易にするために行われたのが新聞統合であった。

新聞統合に大きな力を発揮したのが、新聞用紙割当制度である。それは、新聞の発行そのものを脅かすことによって、新聞の存立基盤を攻撃したからである。この点について、上記の「新聞指導方策に就て」は以下のように記している。

幸ひこゝに新聞用紙供給の国家管理制度が現存する。現在商工省に於てはこの用紙問題を単なる物資関係の「事務」として処理して居るが（企画院、内閣情報部に於ても若干之に参与してゐるが）若しこれを内閣に引取り政府の言論対策を重心とする「政務」として処理するならば、換言すれば、政府が之によつて新聞に相当の睨みを利かすことゝすれば新聞指導上の効果は相当の実績を期待し得ると信ずる。その具体案は、内閣に新聞用紙管理委員会（内閣書記官長を委員長とし、内閣情報部長、企画院第四部長、内務省警保局長、商工省繊維局長を委員とし、内閣情報部に於て庶務を司る）を設置し（必ずしも官制を要せず）、商工大臣は右委員会の議決を経て各新聞社に対する用紙配給量を決定することとする。（内川編、1975：261～263）

ここで簡単に戦時下の新聞用紙の問題について見ておきたい（詳しくは、春原、1977を参照）。

まず、新聞用紙の供給に関して言えば、

1933年5月18日に、当時の三大製紙会社であった王子製紙・富士製紙・樺太工業の3社が合併し、王子製紙株式会社が誕生したことは大きな意味を持った。この3社合併による王子製紙は、それまでの王子と区別するために「大王子」とも呼ばれるが、「大王子」は、新聞用紙供給をほぼ独占したので、一元的な供給が可能となった。

1937年7月の日華事変を契機に、日本経済は次第に戦時経済へと移行するが、1938年6月23日には政府が、紙・パルプなど33種を使用制限品目とする物資総動員計画を閣議決定した。7月28日には、池田成彬商工大臣が帝都有力紙7社代表に用紙制限案につき了解を求めた。各社は日曜休刊の廃止などでそれに応じた。さらに8月12日には、9月1日以降、月使用数量1000連を超える新聞社に対して1割2部の使用節約を求めることとなり、ここに政府による新聞用紙供給制限が開始されたのである。商工省はさらに、1939年6月30日に、新聞用巻取紙供給制限規則を定め、供給制限を強化した。日中戦争の長期化によって、新聞用紙の生産は極端に落ち込み、供給量の減少と価格の上昇が深刻な状態になっていた。こうした政府の用紙統制政策は、新聞用紙の供給を円滑に行うために始められたものである。

そして、前述の「新聞指導方策」にしたがって、1940年5月22日、内閣に新聞雑誌用紙統制委員会が設置された。当初は内閣書記官長が委員長を務めたが、同年12月に内閣情報部が情報局に改組強化されたのともなう、情報局総裁が委員長になるように改められた。それまで商工省の「事務」であった新聞用紙割当制度は、情報統制のための「政務」となったのである。

実際の割当にあたっては、新聞社の自主的統制の機関として、1941年5月に設立された社団法人日本新聞聯盟が関与した。聯盟は、それまで各社が秘匿していた発行部数の

公開を実現し、それに応じた用紙の配給案を政府に答申した。

これと並行して、政府は新聞社の統合にも着手した。まず、1937年頃から、第一段階として、地方の泡沫新聞社の統合が繰り返され、また全国紙は、『朝日新聞』、『大阪毎日新聞』・『東京日日新聞』、『読売新聞』の三紙体制となった。この時点では、新聞統合の法的根拠はなかったにもかかわらず、地方の警察や知事が中心となって、かなり強引に進められた。その際、用紙割当は大きくものをいった。

さらに、1940年頃から第二段階に入り、東京・大阪の大都市では複数紙、それ以外の各道府県では一県一紙への統合が進められた。第二次世界大戦の開始直後の1941年12月13日、政府は国家総動員法第16条および第18条に基づいて、新聞事業令を公布した。これは、第4条で「主務大臣新聞事業ノ整備ノ為必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ新聞事業主ニ対シ事業ノ譲渡若ハ譲受又ハ会社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得」と規定しており、政府の意のままに新聞社の統廃合を行うことが可能となった。また、第6条の規定に基づいて、「新聞事業ノ総合的統制運営ヲ図リ且新聞事業ニ関スル国策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トスル団体」として、1942年2月、日本新聞会が設立された。（なお、この日本新聞会は、1945年2月末日に解散し、3月1日、日本新聞公社が新設された。）

そして、1942年7月24日、次の「新聞整備方針」が閣議決定された。

- 一、東京都 全国新聞三紙、東京中心のブロック新聞一紙、業界新聞一紙（合計五新聞）
- 一、大阪市 全国新聞二紙、大阪中心のブロック新聞一紙、業界新聞一紙（合計四新聞）

一、名古屋市 中部地方中心のブロック新聞は二紙とするも成る可く一紙に統合する、但し朝日毎日名古屋の発行を撤廃する

一、福岡市 九州ブロック新聞一紙、外に朝日毎日の北九州に於ける発行は存続し合せて三新聞とする

一、その他の各府県は一紙とする。（日本新聞協会編、1947：7）

この方針に基づいて、東京では、『報知新聞』と『読売新聞』が『読売報知新聞』に、『国民新聞』と『都新聞』が『東京新聞』に統合された。また、『中外商業新聞』を中心に数紙の経済紙が合併し『日本経済新聞』が作られた。同様に、大阪でもブロック紙として『大阪新聞』、経済紙として『産業経済新聞』に統合された。また、福岡で『朝日新聞』と『毎日新聞』の西部本社存続が許されたのは、植民地での新聞発行を考慮したからである。

地方における新聞統合

いくつかの県の事例をあげ、地方における新聞統合の過程を見てみよう。

長野県では、まず、飯田市で1939年8月に4紙が『信州合同新聞』に統合し、長野市でも、『長野新聞』が休刊し、『長野縣民新聞』と『信濃日日新聞』が『信濃毎日新聞』に合併し1紙となった。このようにして、1938年8月末に39紙あった日刊紙が、各地域別に1紙ずつ（上諏訪市と松本市では2紙）に統合された結果、翌年9月末までには9紙になった。この一市一紙が第一段階であり、それにつづく第二段階で、最終的に『信濃毎日新聞』に統合され一県一紙となった（新聞研究所編、1939：12～13、17～18。新聞研究所編、1940：7。および、日本新聞協会編、1956a：234）。

新潟県では、1940年9月3日に県当局が、

全県下の日刊 17 紙の代表者を招集し、全部に廃刊届を出させたうえで、改めて 6 紙のみに発刊許可を与えるという強硬な手段をとった。さらに、その 6 紙も統合させ、1942 年 11 月に、ついに一県一紙として『新潟日報』を成立させた（新聞研究所編、1940：7. および、日本新聞協会編、1956 a：179）。

北海道では、13 社の統合によって『北海道新聞』が成立した。ただし、輸送事情から、夕刊は道内の 6 ヶ所で発行された（日本新聞協会編、1956 a：10. および、日本新聞協会編、1956 b：18）。

以上の 3 つの道・県を取り上げたが、実際の統合の方式には、各県の事情に合わせて、①有力一紙へ統廃合する、②いくつかが対等合併して新紙を興す、③全部が廃刊して新紙をつくるという 3 つのパターンがあった（田村、1988：227）。

このような新聞統合が進められた結果、1938 年 10 月には全国で 1124 紙もあった日刊紙が、翌年同月には 837 紙に、1940 年 9 月には 629 紙にまで減少した（新聞研究所編、1938：174. 新聞研究所編、1939：165. および、新聞研究所編、1940：157）。そして、最終的には 54 紙に統合され、一県一紙制が完成した。

さらに、陸軍内部では、全国の新聞社を一社に統合し、各県に一紙ずつ配置するというプランがあり、新聞連盟理事会に働きかけていた。しかし、これには全国紙をはじめとする反対もあり、実現しないまま、敗戦を迎えることとなった（有山、1999）。

新聞用紙生産は、戦争の泥沼化により下降の一途をたどり、数回にわたって、供給制限が強化された。新聞社は減ページを余儀なくされ、1944 年 3 月には夕刊の休止、そして敗戦時には常時 2 ページのペラ新聞となってしまったのである。

一県一紙制の意義

新聞統合は、産業報国会の結成（産業界・

労働界の統合）などの一連の戦時統合、すなわち総力戦体制の一貫であった。

こうした新聞統合に先立って、通信社の統合も行われた。従来の二大通信社であった聯合通信社と電報通信社を統合させ、1936 年 1 月に社団法人同盟通信社が成立したのである。これは、対外的には日本の立場を世界に表明し、国内的には情報の統制を行うことをもくろんだ国策通信社であった。

新聞統合も、こうした情報の一元的支配の延長線上にあった。政府がこのような新聞統合を進めた目的は、統合によって新聞に対する支配力を高め、新聞を国策の周知徹底や世論の教化・指導に利用することにあったことはいままでない。つまり、一県一紙制は、戦時下におこなわれた新聞統合によって政策的につくり出されたシステムであった。そして、各県・各地域の実情にかかわらず、一律に県域紙ができあがったのである。この県域紙は、県内で唯一であるために、県の代表紙という意味を込めて県紙と呼ばれ、また自らそう呼称したのであるが、この地位は、まさしく上から与えられたもので、中央集権体制の一翼を担うものであった。

経営的には、こうした戦時下の新聞統合が地方紙の基盤を強化したのも事実である。それまでの泡沫的な新聞が一掃され、安定的な経営基盤を築くことができた。さらに、本土に対する本格的な空襲が行われようになったため、1945 年 3 月には「戦局に対する新聞非常態勢に関する暫定措置要綱」にもとづいて持分合同が実施された。これは、中央紙の地方発送を停止し、その分を地方紙がカバーするというものである。題号も、地方紙の下に中央紙の名称が併記された。そして、印刷部数だけでなく、印刷機械が中央紙から地方紙に貸与されたり、さらに記者までもが派遣されたりした。「持分合同の措置は地方紙の設備を充実させ、印刷は飛躍的に改善され、人材の応援も加わって紙面は面目を一新する

に至った。わが国の地方紙の基礎が築かれたのは、戦時中の新聞統合と持分合同の影響によるものといっても過言ではない」（山本，1970：205）のである。

とくに中小の地方紙の場合、それまで家族経営のものが少なくなかった。それが、いくつも合併され、規模が拡大したことにより、資本と経営の分離がはかられた。これは、近代的な、言い換えれば資本主義的な企業体へと転化する転機となった。したがって、戦後の地方紙の発展の基盤がこの時期に準備されたのだと言える。

もう1つ言えるのは、政党との結びつきが遮断された点である。東京や大阪の各紙が明治末期頃から脱政党化し、「中立」化していった（山本，1978）のに対して、地方紙ではその後も政党との結びつきが比較的強かった。

例えば、愛知県の場合、『新愛知』と『名古屋新聞』の2つの有力な新聞があり、激しく競争していた。この2紙は、それぞれ自由党（のち政友会）と憲政会（のち民政党）と関係があったので、政治的にも対立していた。さらに、1935年には、『大阪朝日新聞』と『大阪毎日新聞』が名古屋での印刷発行を開始し、それ以降、4紙による競争は熾烈をきわめた。このような状況であったため、愛知県での新聞統合は最後まで難航したのである。とりわけ宿命的な対立関係にあった『新愛知』と『名古屋新聞』の統合は一時は不可能と思われ、一県一紙の方針を定めた「新聞整備方針」でも、「中部地方中心のブロック新聞は二紙とするも成る可く一紙に統合する」とわざわざ記されているほどであった。こうした状況の中、日本新聞会の岡村二一らが間に入り、地元の政財界や警察・軍隊の意向もあり、両社の話し合いが進み、同年9月1日に『中部日本新聞』に統合された。それと引き換えに全国紙の『朝日新聞』と『毎日新聞』の両紙は名古屋撤退を余儀なくされた

のである。こうし、愛知県でも、『中部日本新聞』を県紙とする一県一紙の体制ができあがった（日本新聞協会編，1956a：263～264。中日新聞社社史編さん室編，1987：3～333）。

このように一県一紙制の成立によって、地方紙と政党との結びつきが遮断された。もっとも、政党自体、1940年10月には大政翼賛会の結成により姿を消したのであるが、いずれにせよ、固有の主張や伝統を持った多くの新聞社が消え、政治的には「中立」な、しかし上意下達のメディアである県紙が各県に1つずつ誕生したのである。

3. 新興紙の挑戦と挫折

新興紙の叢生

GHQは、日本に進駐直後の1945年9月10日、「言論および新聞の自由に関する覚書」を日本政府に手交し、戦時下の言論統制の撤廃を指示した。さらに、「プレス・コード（日本に与える新聞遵則）」などいくつかの覚書により、国家主義、軍国主義に代わる民主主義な言論を助長するとともに、連合国や占領軍に対する批判を排除しようとした。こうした一連の指令の1つに、10月26日の「用紙配給統制撤廃の覚書」（SCAPIN-195）があった。この覚書は、戦時下において新聞用紙の割当が新聞統制のために政策的に利用されたため、その制度を民主化することを指示したものである。すなわち、それまでの日本新聞聯盟と日本出版協会による用紙配給をやめ、それに代わる、政府官吏、大小の新聞発行者の代表、知名なる第三者からなる新たな用紙割当機関が創設されることなどが指示された。この覚書にそって、11月、新たに新聞及出版用紙割当委員会が設置された。GHQの指導にしたがい、原則的には、新興紙に対しては申請量の75%、既存紙については敗戦時の実績を基準として、用紙の割当が行われた。これは既存紙には圧倒的に不利であった。このように新興紙に対して優遇し

て用紙を割り当てたことが、新興紙の誕生を促す契機の1つとなったのである。こうした新規の割当は、用紙の絶対的不足から1年たらずで打ち切られることとなったが、1945年12月から翌年10月までに、180の新聞社に新聞用紙が新たに割り当てられ、また、審議の結果、割り当てにいたらなかったものが約400社もあったという（日本新聞協会編、1947：21）。

こうした新興紙の叢生という状況は、既存の新聞に対する外側からの改革の動きであったと考えることができる。つまり、新興紙の創刊は、敗戦を契機として、それまでの価値観の動揺・崩壊を実感し、解放感にひたった人々が、自らの意見を表明しようとした、いわば草の根のジャーナリズムの活動であったといえる。そして、それは一県一紙制による言論統制の枠組みを崩壊させるものとなる可能性を秘めていた。

さて、前述のように、新興紙の叢生という状況を考える場合に見逃してはならないのは、GHQによる政策的な誘導である。GHQがこうした用紙割当政策を採用した背景には、地方紙中心のアメリカの新聞事情をモデルにして、概して少数の新興紙を育成することで地方分権的な民主化を推進しようとしたということがあったと考えられる。実際、1946年1月25日には、CIE（民間情報教育局）のバーコフ新聞課長が、「一県一紙制は好ましくない」と発言している。ただし、その後の展開を見ると、新興紙を育成するための具体的な施策はない。むしろ、当初は既存紙への牽制の意味で新興紙育成の姿勢を示していたが、その後は検閲などの手段によって従順になった既存紙を重視する方向に移っていったと見るべきであろう。

では、どのような人々が、新興紙の創刊に携わったのであろうか。各紙の創刊の経緯は多種多様であるが、その起源は、以下の三つに類型化できると考えられる。

すなわち、第一には、新聞統合で廃刊・休刊に追い込まれたり、県紙へ吸収されたりした新聞の復刊という形の新興紙がある。全体を通じて最も早く登場した新興紙は、長野県諏訪市の『南信日日新聞』（現、『長野日報』）で、1945年11月3日に復刊第一号を出している。これはもともと、1901年12月1日創刊という歴史のある新聞で、新聞統合でも最後まで残っていたが、1942年4月30日をもって『信濃毎日新聞』に統合された。この『南信日日』が新興紙第一号になった背景には、このような長い伝統に基づく基盤が確固としてあったからであろう。

第二に、既存紙の協力紙ないしは系統紙という形の新興紙がある。前述のとおり、当時の用紙割当によれば、既存紙は敗戦時の実績に据え置かれたため、既存紙が新興紙の看板を立て、創刊を援助した新興紙がこのタイプである。

第三に、既存紙とは無関係に、あるいはそれには批判的な立場から創刊された新興紙がある。これは大都市部に多く見られるのだが、ベテランのジャーナリストや文化人が、既存の新聞の戦争責任を追及し、それにとって代わろうとする気概をもって創刊するという場合が少なくなかった。その意味からすると、狭義には、このタイプのみが新興紙の名に値するとも言える。

このタイプの新興紙としては、例えば、『民報』（後に『東京民報』と改題）がある。同盟通信社の常務理事であった松本重治が代表となり、1945年12月1日、東京で創刊された。昭和天皇の戦争責任を問う論評を掲げ、退位を勧める論陣を張るなど、「進歩派」のオピニオン・ペーパーであった。しかし、その後の「民主革命」の退潮にともなって1948年11月30日に姿を消した（『民報』『東京民報』については、新井、1979、新井、1984、および吉田、1993を参照）。

スポーツ紙も新興紙の一種である。スポー

ツ紙は、東京では、『日刊スポーツ』が1946年3月6日に創刊されている。また関西では、『デイリースポーツ』（1948年、神戸新聞社の発行）、『スポーツニッポン』（1949年）、『オールスポーツ』（1950年、神港夕刊新聞社の発行）が、それぞれ発行された。また、新興紙ではないが、『報知新聞』は、1950年1月からスポーツ・芸能・文化紙に切り替えた。『報知新聞』は、政論新聞として出発して以来の大転換であった。

また、東京の『サン写真新聞』は1面を写真で覆い、視覚的に読者にアピールしようとした。

このように、新興紙にはそれまでの新聞には見られないような企画や構成の紙面づくりが多く見られた。

新興紙と既存紙

しかし、新興紙の中で最も多かったのは、2番目にあげた協力紙タイプである。先に述べたように、既存紙は用紙の割当が終戦時の水準に抑えられていた。また、戦時下の1944年3月6日から朝刊と夕刊を一社で発行することは不可能になっていた。そのため、シェアを伸ばしたり、夕刊の代わりになるものとして、新興紙の看板をたてたのである。

全国紙では、『朝日新聞』は、『神奈川新聞』、『夕刊新東海』、『中京新聞』、『都新聞』、『函館新聞』、『九州タイムス』、『香川日日新聞』（1946年2月、『四国新聞』に改題）、『神港夕刊』、『大阪日日新聞』の9紙と協力関係があり、印刷の委嘱、人員の派遣、資金の援助などを行った（朝日新聞社社史編修室編、1969：440～441）。『毎日新聞』は、『夕刊新大阪』、『サン写真新聞』、『新九州』、『東海毎日新聞』、『福島民報』、『北海日日新聞』などと協力関係があった。

『毎日新聞』の社史は、これらの新興紙の創刊が用紙の新規割当を獲得するための別働

隊であったことを率直に認め、その上で、「これらの傍系紙と毎日新聞の系統関係は事実上公然の秘密ではあったが、表面的にはその関係を伏せて、出向社員も本社を依願退職の形式をとり、その所有する株式も返納して出向した。系統新興紙の創刊は海外からの引揚社員の職場復帰のために役立った面もある。」（毎日新聞百年史刊行委員会編、1972：400）と記している。

地方紙の場合、主として夕刊代替紙として新興紙の看板を立てるものが多かった。例えば、『信濃毎日新聞』の夕刊紙として『夕刊信州』が、『河北新報』の夕刊紙として『夕刊とうほく』が発行された。『河北新報』の社史は、『夕刊とうほく』の役割について、「用紙統制に妨げられて夕刊発行ができなかった河北にとって『夕刊とうほく』はたよりになる姉妹紙として中央紙その他の侵入をよく防いでくれた。」（河北新報社編、1967：100）と記している。このように、有力な地方紙の夕刊代替紙が多かった。これらのタイプの新興紙の場合、既存紙が資金を援助したり、社員が出向したりするなどしたので経営的には楽だった。

このように全国紙のほうは、戦時統制で縮小したシェアを復活させ、さらに拡大するために新興紙を隠れ蓑として利用したのであり、他方、それを迎え撃つ地方紙のほうは、夕刊紙の刊行で対抗しようとしたのである。

多くの新興紙は、既存紙が力を持ち直してくるのにもなって弱体化し、占領期のうちに姿を消した。1つには、用紙事情の好転によるものである。すなわち、1949年頃から用紙生産が復調し、さらに割当外のセンカ紙が供給されるようになった。資本力でまさる既存紙は、これによって増紙を図った。特に、1949年12月1日からは『朝日新聞』、『毎日新聞』、『中部日本新聞』などが、一斉に夕刊の発行を開始し、いわゆる夕刊旋風を巻き起こした。当初は別売りだったが、1951

年9月頃から朝夕刊ワンセット制へ回帰した。これは、夕刊単独紙に打撃を与えた。

また、既存紙のページ数の増加も大きな要因である。すなわち、それまでは、表裏の2ページの新聞しかなかった。それによって、新興紙は既存紙にはない紙面構成によって特色を打ち出すことができたのである。しかし、既存紙のページ数が増え、さまざまな記事が掲載されてくると、そうした新興紙の特色は薄れ、かえって取材力の低さを露呈する結果となってしまったのである。いわば、デパートの進出により、地元の中小専門店が行き詰まるのと同じ状況である。

また、新聞販売戦争の激化も新興紙には大きな影響を与えた。各地で激しい売り込み合戦が繰り広げられ、新聞の販売をめぐるトラブルが続発した。資本力で劣る新興紙は、こうした販売戦争に太刀打ちすることができなかった。新聞販売は、次第に専売制へ移行したため、独自の販売網を設置するほどの力を持っていなかった新興紙は、販売網からも排除されてしまった。

こうして、多くの新興紙は、経営的に息詰まり、他紙に吸収されたり、廃刊に追い込まれたりなどして淘汰されていったのである。結局、生き残った新興紙のほとんどがスポーツ紙と娯楽中心の夕刊紙であった。

つまり、占領期を経て、結局、一県一紙制が復活したのである。戦時下のような法的な規制はすべて撤廃されたが、この枠組みは、基本的には現在まで継承されている。

4. 一県一紙制への回帰とその後の展開

一県一紙制への回帰

一県一紙制とは、戦時下で、用紙等の供給が減少してきたことを背景に、大都市では、全国紙を含む数紙に、地方では各道府県で1紙に政治的に統合されたことである。

長崎県では、新聞統合で『長崎日日新聞』

『長崎民友新聞』『軍港新聞』『島原新聞』の4紙が合同して、『長崎日報』（すぐに『長崎新聞』と改題）が成立した。もともとこの4紙はライバル関係にあり、特に前二者の対立は激しかったが、無理やりに統合された。そのため、戦後になって、1945年11月に、再び4紙に分離し、それぞれ『長崎日日新聞』『長崎民友新聞』『佐世保時事新聞』『新島原』となった。これを唯一の例外として新聞統合で統合された2つ以上の新聞社が、戦後になってもとの形に分離することはなかった。（ただし長崎でも、その後『佐世保時事新聞』と『新島原』の2紙は姿を消し、さらに1959年に『長崎日日新聞』と『長崎民友新聞』の合併で『長崎新聞』となり、一県一紙に戻った。）

つまり、当時の政府によって「強権的に」成立した県紙は、その権力から解き放されたあとも、そのまま存続することを選択した。これは、一旦統合したものを引き離すのは困難であるということ以上に、統合によりスケールメリットを得た県紙にとって、その経営基盤を脅かすような選択肢は考えられない。全国紙との競争の中では、県紙の座を維持し、それによる「うま味」を追求するほうが得策であるという経営判断が働いたのである。その点において、新聞界においても「1940年体制」（野口、1995）が存続したのだと言える。

戦後の新興紙の叢生は、占領政策による誘導による面が大きかったが、他方で、既存紙に対する戦争責任の追及はそれほどではなかった。戦時下の新聞の存続が1紙も許されなかったドイツに比べると、日本では新聞は1紙も廃刊処分を受けず、それどころか、全国紙はさらに伸張し、県紙も依然として県紙としての特権的な地位を占めた。この点に、日本における新聞の戦争責任の追及の甘さが感じられる。

そして、これらの県紙は、その座を当然の

ものとして、それが新聞統合で上から与えられたものだということに無自覚であるように思われる。この点に、地方紙の抱える危険性がある。

その後の展開

今日、『中日新聞』（『中部日本新聞』の改題）、『西日本新聞』などは、複数の府県で購読されているため、ブロック紙と呼ばれている。これらは新聞統合の際、有力紙同士の合併によって成立したこともあり、以前から一つの県にとどまらず、広域圏で購読されていた。また、『北海道新聞』は北海道内のみで購読されているが、広大な北海道全域をカバーし、発行支社が複数あり、発行部数も多いことなどからブロック紙に分類されることが多い。

また、石川の『北国新聞』は、1954年、隣県の『富山新聞』を吸収合併した。（ただし題号は『富山新聞』のまま発行。）島根の『山陰中央新報』は、1973年に『島根新聞』から改題したが、その頃から隣県の鳥取で部数を伸ばしている。また、宮城の『河北新報』は、1975年8月から岩手県一関で委託印刷をするなどして広域化を図り、東北地方のブロック紙ということも可能である。広島『中国新聞』なども、他県向けの地方版をつくっており、これらの新聞はそれぞれ複数の県にまたがる広域圏をカバーしている。

他方、県紙の中には経営難に陥るものも現れた。1956年3月、『滋賀日日新聞』は『京都新聞』の経営に移った。（その後も題号は残されたが、1979年に廃刊。）『千葉新聞』も同年、労組の人員整理反対のストライキから、結局廃刊した。（なお、翌1957年1月、あらたに『千葉日報』が創刊された。）『和歌山新聞』は1972年に経営難から廃刊した。これによって、和歌山県には県紙の名に値する新聞はなくなり、現在でも紀南地方を中心にする『紀伊民報』などのコミュニティペー

パーが存在するだけである。鳥取の『日本海新聞』は、1975年に休刊・破産宣告し、翌年再建した。こうした県紙の消長は、直接的には、全国紙などの県内への進出や経営者の放漫経営に起因するものであるが、その背景には、県紙の座にあぐらをかいてきた体質に問題があった。

このように、一方で県境を越境する地方紙もあれば、他方で一県一紙制のもとで県紙として成立しながら経営難に陥る新聞も存在している。個々の事情はそれぞれ異なるのは当然としても、全体としてみれば、ここに全国の都道府県に一律に県域紙を創設した一県一紙制の矛盾が現れていると考えることができよう。つまり、各県の歴史的・文化的事情はさまざまである。そもそも県というまとまり自体は行政上の境界にすぎない。歴史的には江戸時代の複数の藩が一つの県に合併されたところもあり、そういうところでは県としての一体感が薄く、むしろ、隣県との結びつきのほうが強い場合もある。このような事情を無視して、上から強制的に県紙をつくらせたのが戦中の新聞統合であった。このように、一県一紙制の枠組みは揺るぎつつあるといえる。しかし、これは、全国紙の地方進出とあわせて考えた場合、新聞界の寡占化が一層進んだことの結果としてとらえられる。

県紙の占有率

表1は、都道府県ごとに、各紙の発行部数を世帯数で除したものの一覧である。ただし、ここでは朝刊または統合版のみを対象として夕刊単独紙は除外している。また、スポーツ紙も除外している。正確には、発行部数には学校・職場等で購読されているものも含まれるので、単純に世帯数で割ることはできないが、全般的な傾向を見て取ることはできよう。すなわち、現在、徳島・高知などをはじめとして、12の県で60%を越す普及率を持つ新聞が存在していることがわかる。

表 1 都道府県別の新聞のシェア

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
売	12.4%	7.2%	15.5%	11.4%	11.6%	15.3%	37.4%	31.5%	42.7%	39.4%	35.5%	35.5%	35.5%	23.9%
朝	8.1%	6.3%	9.4%	14.4%	10.8%	14.9%	18.4%	12.3%	25.7%	25.9%	29.5%	33.4%	10.2%	3.0%
毎	3.3%	2.1%	4.2%	2.8%	4.3%	6.6%	11.4%	8.0%	10.4%	8.6%	9.1%	7.2%	6.0%	0.7%
日	2.7%	2.5%	3.0%	4.8%	2.5%	3.0%	4.5%	3.9%	6.7%	8.4%	12.9%	8.9%	4.9%	4.6%
産	0.6%	0.6%	1.2%	1.4%	0.7%	0.7%	6.3%	4.8%	3.8%	3.8%	6.1%	3.1%	1.5%	
産	58.2%						3.6%	3.0%	3.9%	3.9%	6.9%	4.0%		3.9%
地方紙	8.9%	50.9%	48.5%	65.1%	62.4%	40.5%	10.3%	36.5%	6.8%	8.8%	8.0%	8.0%	61.9%	52.8%
地方紙	3.5%	19.5%	13.3%		7.5%	26.7%	8.0%							11.1%
地方紙	2.9%	10.4%			4.9%									
地方紙														
他府県紙	0.4%	4.8%			0.3%	0.4%	0.1%							
他府県紙														
他府県紙														
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
売	6.1%	6.0%	14.0%	10.6%	3.7%	7.6%	4.8%	7.0%	26.7%	19.8%	29.3%	24.7%	24.7%	28.3%	13.6%	16.6%
朝	3.0%	5.4%	12.0%	8.9%	10.0%	9.8%	12.5%	19.6%	23.1%	21.6%	23.9%	24.0%	22.9%	24.3%	9.7%	11.3%
毎	0.8%	2.5%	5.2%	3.1%	4.5%	5.4%	3.9%	10.3%	12.9%	1.1%	17.4%	11.7%	19.4%	19.2%	7.1%	8.6%
日	4.3%	4.1%	4.1%	4.3%	4.1%	5.8%	5.5%	3.6%	5.3%	6.6%	8.3%	6.7%	6.2%	3.8%	3.1%	2.9%
産	0.9%	0.9%	2.4%	0.8%	0.8%	1.8%	0.1%	1.6%	5.6%	3.4%	21.1%	6.2%	14.6%	15.5%	1.9%	1.3%
産	22.8%	3.5%		6.3%	53.9%	10.9%	65.2%	43.9%	10.6%	47.5%		26.4%	17.8%	8.9%	62.6%	55.2%
地方紙	63.1%	63.5%	62.4%	56.5%	23.8%	58.7%	5.9%	14.1%								
地方紙		14.1%		9.4%		2.1%										
地方紙																
地方紙																
地方紙																
他府県紙																
他府県紙							15.8%					0.2%			1.9%	3.6%
他府県紙															0.4%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
売	14.6%	14.8%	27.1%	0.4%	17.2%	16.6%	4.2%	23.1%	13.4%	15.3%	9.9%	15.0%	10.4%	6.5%		
朝	12.9%	12.8%	24.9%	7.4%	16.9%	13.0%	5.4%	19.8%	8.4%	14.4%	9.4%	12.8%	14.5%	5.8%	0.4%	
毎	6.1%	4.6%	23.0%	2.6%	8.6%	8.4%	2.9%	17.3%	7.3%	10.6%	4.6%	10.2%	9.7%	3.0%		
日	4.6%	5.5%	3.3%	4.4%	5.2%	3.9%	3.4%	4.7%	2.9%	3.0%	3.4%	3.1%	3.3%	3.1%	1.0%	
産	2.8%	1.8%		0.8%		2.4%	0.5%									
産			0.2%				35.0%		22.7%	18.1%	4.8%	4.7%	2.2%	0.9%		
地方紙	58.3%	59.3%	11.9%	84.4%	50.9%	55.7%	83.6%		45.2%	38.7%	68.0%	54.2%	60.1%	69.4%	46.6%	
地方紙															7.2%	45.3%
地方紙															4.1%	3.4%
地方紙																3.3%
地方紙																
他府県紙	0.6%	1.0%	9.5%		1.1%											
他府県紙																
他府県紙																
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典) 日本新聞協会広告委員会編『1998年版全国新聞ガイド』日本新聞協会、1997年12月発行より作成した。
注1) 朝刊または総合版の発行数を掲載し、夕刊紙は除外した。部数は、1997年1月～6月のABC部数だが、ABC協会未加盟社などの自社公称部数も混在している。
注2) ブロック紙とは、『北海道新聞』、『中日新聞』、『東京新聞』、『北陸中日新聞』、『西日本新聞』の3紙(グループ)を指す。
注3) 例えば、静岡県には、『朝日新聞』の東京本社版と名古屋本社版があるが、その場合には両方を合算した。

他方、県内にはほぼ対等な発行部数を持つ複数の新聞が存在する県は、福島・沖縄の2県であり、滋賀をはじめ、大都市に隣接する県では県内全域をカバーする県紙と呼べるような新聞は存在しない。

県紙の功罪

県紙は、新聞だけにとどまらず、ラジオ局、テレビ局の開局にも積極的に関わった。そのため、県紙のオーナー一族が、新聞社・放送局など、その県内の言論機関のトップの座を独占し続けるという状況が多く発生している。このような、メディア間の資本の融合によって、さらに県紙はその地位を強固にしている。

ほとんどの地方紙において、社是や編集綱領といったその新聞社の憲法とも言える文章の中に、郷土に立脚し、県民に支持される新聞というような項目が含まれている。これは前節で述べたように、一県一紙制のもとで、県の代表紙として成立した県紙の理念を標榜したものである。

こうした理念は実際の紙面にも反映している。地方紙は県内に全国紙を上回る数の支局を設置するなどして、きめ細やかな取材活動を展開している。また、地域版も細分化し、全国紙などからは得られない「地ダネ」の報道に力を入れてきた。そのかわり、全国政治・経済・国際ニュースなどは通信社からの配信記事に依存してきた。また、その県が抱える問題や課題を論説で積極的に取り上げたり、キャンペーンをはって継続的に報道したりしていることも地方紙の紙面の大きな特徴である。それとともに、各地でのスポーツ大会や文化事業の主催や後援を通して、地域文化の振興に大きな役割をはたしてきた。

しかし、県内に対等の力を持つ新聞が存在しない状態にあって、県紙は県政財界にたいする報道が無批判で一面的になりやすく、また地元優先主義に徹しすぎて、視野が狭くな

りがちなことも事実である。多くの県紙は、戦後、放送局の開局に関与したので、言論機関として県内に大きな力を持っている。こうした言論独占の状況では、権力との間に一定の距離を保つことができず、持ちつ持たれつの関係になりやすい。そのため、県紙には、県政財界への迎合記事の氾濫、それに対する批判や反論の黙殺などによって、権力の監視というジャーナリズムの本来の機能が低下しているものも見られる。1987年、『秋田魁新報』が、自社が経営するゴルフ場の工事費に県費を当てさせていた事実が明るみにでた。これは極端な例と言えるが、戦中の一県一紙制に端を発する県紙の県内における独占体制が、県政との癒着を招いた結果である。

多くの地方紙では、経営者や編集委員などの社の幹部が、地方自治体の審議会へ参加している。これは、マスコミ関係者が加わることで民意の反映に貢献してきたことは否めない。また、そこでしか得られない情報を入手できるというメリットもある。他方で、マスコミが地方政府・権力と結び付いているという疑いを世間を持たせ、公正さに対する信頼を損なう危険性があるのも事実である。自らが加わって立案した政策を突き放して批判できるのであろうか。審議会が官僚の隠れミノになりやすい体質がある現状では、権力に取り込まれる危険性が大きいのである(天野, 1993)。

このように県内に対抗勢力、批判勢力を持っていないことから、きわめて県政と密接な関係を持ちやすく、癒着を起しやすいためである。したがって、ジャーナリズム機関として、権力に対して毅然とした態度をとることができるかどうか問われているのである。

【文献】

朝日新聞社社史編修室編, 1969, 『朝日新聞の九十年』朝日新聞社。

- 天野勝文, 1993, 「ジャーナリズムの倫理」『マス・コミュニケーション研究』43号, 日本マス・コミュニケーション学会.
- 新井直之, 1979, 『新聞戦後史 —ジャーナリズムのつくりかえ—』双柿舎.
- 新井直之, 1984, 『戦後ジャーナリズムの断面』双柿舎.
- 有山輝雄, 1999, 「総力戦と軍部メディア政策」青木保・川本三郎・筒井清忠・御厨貴・山折哲雄編『近代日本文化論 10 戦争と軍隊』岩波書店.
- 井川充雄, 1993, 「占領期における新興紙と全国紙」『マス・コミュニケーション研究』42号, 日本マス・コミュニケーション学会.
- 井川充雄, 1995, 「地域メディアの可能性」津金澤聰廣・有山輝雄編『現代メディアを学ぶ人のために』世界思想社.
- 内川芳美編, 1975, 『現代史資料 41 マス・メディア統制 2』みすず書房.
- 河北新報社編, 1967, 『河北新報の七十年』河北新報社.
- 新聞研究所編, 1938, 『日本新聞年鑑 昭和十四年版』新聞研究所. (復刊『日本新聞年鑑 第17巻』日本図書センター, 1986年)
- 新聞研究所編, 1939, 『日本新聞年鑑 昭和十五年版』新聞研究所. (復刊『日本新聞年鑑 第18巻』日本図書センター, 1986年)
- 新聞研究所編, 1940, 『日本新聞年鑑 昭和十六年版』新聞研究所. (復刊『日本新聞年鑑 第19巻』日本図書センター, 1986年)
- 田村紀雄, 1988, 「全国紙・ブロック紙・県紙・コミュニティペーパー」稲葉三千男・新井直之編『[新版] 新聞学』日本評論社.
- 中日新聞社社史編さん室編, 1987, 『中日新聞創業百年史』中日新聞社.
- 日本新聞協会編, 1947, 『日本新聞年鑑 1947』電通.
- 日本新聞協会編, 1956 a, 『地方別日本新聞史』日本新聞協会.
- 日本新聞協会編, 1956 b, 『日本新聞協会十年史』日本新聞協会.
- 日本新聞協会広告委員会編, 1997, 『1998年版全国新聞ガイド』日本新聞協会.
- 野口悠紀雄, 1995, 『1940年体制 さらば「戦時経済」』東洋経済新報.
- 春原昭彦, 1977, 「戦時下における新聞用紙の需給状況と統制経過」『上智大学コミュニケーション研究』第9号.
- 毎日新聞百年史刊行委員会編, 1972, 『毎日新聞百年史』毎日新聞社.
- 山本武利, 1978, 『新聞と民衆』紀伊國屋書店.
- 山本文雄編著, 1970, 『日本マス・コミュニケーション史 [増補]』東海大学出版会.
- 吉田健二, 1993, 「『民報 東京民報』解題」法政大学大原社会問題研究所編『民報 東京民報別巻』法政大学出版局.

【付記】

本稿は、札幌学院大学の「社会情報調査の方法に関する研究会」第16回(2002年3月2日)で報告した内容を加筆・修正したものである。筆者に報告の場を与えて下さるとともに、有益なコメントを下さった札幌学院大学社会情報学部の皆様に、あらためてお礼申し上げたい。